

令和7年8月6日

横浜市中区住吉町4-45-1
関内トーセイビルⅡ 7階
弁護士法人仁平総合法律事務所
株式会社FJネクスト及び三信住建株式会社
代理人
弁護士 [redacted] 様
弁護士 [redacted] 様
弁護士 [redacted] 様

**「土壌汚染等の公開質問状の『ご回答』に対する再質問及び要請書」
に係る「ご回答」に対する再質問（その3）**

(仮称)ガーラ・レジデンス洋光台計画

近隣住民

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

洋光台三丁目町内会長

[redacted]

冠省

さて、『土壌汚染等の公開質問状の「ご回答」に対する再質問及び要請書に係る「ご回答」に対する再質問書(その2)の「ご回答(令和7年7月24日付け)」』を受領した。回答内容が、従前と同じ言葉を繰り返すばかりで、これでは、書面を通じての近隣住民の理解は一向に進まない。法律の専門家である貴代理人弁護士らに、代理人としての職務を果たすように下記の質問を行うので回答されたい(8/20まで)。

なお、「……回答は差し控える。」、「……必要がないと考える。」、「……思料する。」等、根拠なき回答及び感想は、差し控えられたい。更に、令和7年8月4日付け「今後の書簡送付先、変更の可能性について(ご警告)」に、十分留意し慎重に回答されたい。 不

記

(7/24 付け「ご回答」 1 についての再質問)

住民の理解についての見解には、回答しないとのことなので、事実関係を記載しただけの質問に変更する。回答書において、貴代理人弁護士らが、「回答は差し控える。」等の同じ回答を繰り返すこと、即ち、貴代理人弁護士らの令和7年6月29日付の回答のすべてには、論拠がないことを、弁護士自らが認めたことになるが、貴代理人弁護士らが、そのように回答しなければならない理由を明らかにされたい。

なお、建築主 FJ ネクストらが、現時点において、説明会の開催をする意思がないと断言しているのであれば、説明会を開催しない理由を建築主から、聴取し、建築主 FJ ネクストの代理人として回答されたい。

今後も、上記の様な、意味のない回答を続けるのであれば、今後は、貴代理人弁護士らを飛ばして、直接、FJ ネクストと書簡を行う予定であることを、改めて申し添える。

再掲するが、代理人弁護士が、その役目を果たしていない場合、近隣住民が直接交渉を行うことは、法律に反しないことは、住民側の委任弁護士に確認済みである。

(7/24 付け「ご回答」 2 についての再質問)

貴代理人弁護士らは、計量法に関する回答につき、「他意はない。」とはぐらかした回答を2度続けて繰り返した。なお、近隣住民は、「貴代理人弁護士らが、計量法を正しく理解していない。」ことを、熟知したうえで質問を重ねていることに注意されたい。

そこで、貴代理人弁護士らにお尋ねする。計量法において、計量証明を行う場合の基本的な前提条件があるが、その点につき、教示されたい。

(7/24 付け「ご回答」 3 についての再質問)

再質問3の趣旨は、公開質問状の質問5及び質問8に関し、貴代理人弁護士らが、「失当ではないと考える。」と記載するのであれば、その論拠を懇切丁寧に披露されたいと要請したものである。弁護士たるもの、「失当ではないと考える。」との結論のみを記載することは、意味のない記載であり、住民にとって、大変失礼な対応である。

素人である住民でさえ、貴殿らの主張(回答)が失当である根拠を具体的に示し、理路整然と質問を重ねている。況や、弁護士であれば、「失当ではないと考える。」との論拠を示し、回答すべきである。貴代理人弁護士らからの論拠のない、結論だけの記載や感想だけの回答を繰り返した部分は、すべてを見直し、正々堂々と回答されたい。

(7/24 付け「ご回答」 4 についての再質問)

今回の回答において、「現地踏査に関しては、今まで回答した通りであり、それ以上の見解はございません。」と記載するが、そうすると、令和3年10月実施のトーエイ環境の技術管理者が実施したとされる、現地踏査は、高い塀及び門に囲まれた外周部を、ただ単に歩いたことを認めたことになる。

そうすると、塀及び門で囲まれた敷地内部の状況は未確認、即ち、工場があるのか否か、倉庫は有るのか否か、排水路は残っているのか否か等は、まったく確認していないことになり、それをもって現地踏査したとは言えないこととなる。弁護士であれば、上記記載の事実関係を「現地踏査」と判断するのか否か、回答を求める。

貴代理人弁護士らが、住民の当初の質問に対し、現地踏査したと、反論してきたのであるから、回答を差し控えることは出来ないものである。なお、土壤汚染の調査に関し、技術管理者が試料採取の現場に立ち会わず、作業員を直接監督する職務を懈怠していたことを指摘したことに対する反論が一切なかったことから、貴代理人弁護士らも、技術管理者の職務懈怠を暗に認めたことを付言する。

（7/24 付け「ご回答」5 についての再質問）

再質問5の趣旨は、「建築主 FJ ネクストらが、お送りした資料の通りであり、説明会を開催する必要性があるとは考えておりません。」との回答に終始していることから、貴代理人弁護士らは、度々、近隣住民に代理人弁護士連名の送付状付きで、郵送してくる土壤汚染に係る専門的、技術的な各資料につき、その内容を見ただけで理解しているのか否か、見解を求めたものである。

この度の貴代理人弁護士らからの回答は、再び「回答の必要性が無いものと思料する。」との根拠なき回答に終始するが、ここは、回答を差し控える場面ではない。

再度お聞きする。貴代理人弁護士らは、近隣住民に送付してくる数々の専門的、技術的資料につき、その内容を的確に理解したうえで送付しているのか否か回答されたい。

（7/24 付け「ご回答」6 についての再質問）

近隣住民は、過去に、建築主 FJ ネクストの責任者2名から、数多くの約束を反故にされていることから、「予定である。」との言葉に疑念を感じ、再質問したものである。

ここは、「回答の必要性がない。」、「回答を差し控える」との回答が通用する場面ではない。今後も、FJ ネクストは、貴殿等を使って約束を反故にするのか否か回答されたい。

（7/24 付け「ご回答」7 についての再質問）

貴代理人弁護士らの回答は、「現在までの状況を総合的に勘案した結果であり・・・」と無味乾燥な表現である。新たな意味のない回答フレーズであることを指摘して置く。

建築主に代わり、総合的に住民の意見を汲み取り、先にことを進めるのが貴代理人弁護士らの責務と思料するが、回答を求める。今後も、同じような回答を繰り返すのであれば、直接、FJ ネクストに書簡を送付することを申し添える。

（新たな質問 1）

貴代理人弁護士らから、令和7年7月31日付けの「ご回答」なる文書を、住民代表が

受領した。

ことの発端は、近隣住民代表が令和7年7月17日に計画敷地の北東側交差点で、本開発事業計画の総合企画を行うユーエスアイ・エンジニアリングの課長と出くわした際に、計画敷地外周部の雑草が伸び放題であることから、地主として雑草の草刈りをされたいと依頼したことによる。概ね2週間が経過しても、その草刈りの素振りが無かったために、令和7年7月29日に、住民代表が書面にて貴代理人弁護士らに、「建築主 FJ ネクストが夏休みに入る前に、外周部の草刈り」を督促したものである。

書簡送付の翌日、行き違いの形で、建築主 FJ ネクストの責任者2名と前述のユーエスアイ・エンジニアリングの課長が、計画敷地に出向き、外周部の草刈りを行った。その際、近隣住民代表夫婦と計画敷地南西側に位置する近隣住民宅の奥様の3人が、玄関先で日常会話をしている際に、ごみ袋を持ち、外周部の坂を登ってくる FJ ネクスト責任者らと出くわし、「ご苦労様」、「弁護士さんに昨日、督促文書を出したが行き違いになったね。」「土地の所有者は大変だよね。」と挨拶を交わしたものである。

貴代理人弁護士らに書簡を出した近隣住民代表が、草刈り当日に、建築主 FJ ネクストの責任者らと挨拶・意思疎通を行っている事案に対し、「令和7年7月29日付けにて、ご連絡いただきました計画敷地外周部の草刈りについてですが、7月30日に実施しました。」と貴代理人弁護士3名連名で「ご連絡」なる書簡を、態々郵送してくる真意につき回答されたい。即ち、このような無駄な回答があることは、貴代理人弁護士らと建築主 FJ ネクストの責任者等との意思の疎通が十分図られていない現れと思料するが、その点も加味し回答されたい。

更に、回答書の末尾に、「なお、計画敷地外周部の草刈りについては、今後も、適宜、実施させていただきます。」との回答であるが、逆に計画敷地内部の伸び放題の雑草は、そのまま放置されるのか否か、それとも草刈りを、外周部同様に行うのか否か回答されたい。

何故ならば、計画敷地内の成長した雑草の孢子・種等が計画敷地外に飛び交い、周辺家屋の庭先の雑草が、翌年、激増することに、土地所有者として配慮されたい。

(新たな質問2)

近隣住民は、令和7年7月30日に、横浜市建築局宅地審査課長から報告を頂き、宅地審査課と情報相談課が連携し、令和7年6月9日及び同年7月22日に、建築主 FJ ネクストの責任者を横浜市に呼び出し、2度に渡り対面において説明会開催の要請を行った旨の報告を受けている。横浜市の担当者も近隣住民の不安払しょくの観点から、説明会開催の必要性につきご理解を頂いた上で、建築主 FJ ネクストを呼出し、指導したとの報告を受けているが、何故、行政から再三の説明会の開催要請を受けても、頑なに、説明会を開催しないのか？建築主 FJ ネクストの担当者から聴き取り、開催しない理由を具体的に回答されたい。

なお、専門家である横浜市みどり環境局の担当者ですら、貴殿らが郵送してきた土壌汚染関連の資料を見て、「この資料は説明を受け、質問をしないと理解できないものですね。」との所感であったことを、再度付言する。即ち、貴代理人弁護士らが、今回も「郵送した資料で説明を果たしている。」と繰り返し回答することは、到底通用しないことは言うに及ばない。従って、同様の回答は、意味が無いものであり厳に慎まれない。

（新たな質問 3）

今まで、近隣住民は、貴代理人弁護士らに、10数回に渡り計130問を超える質問書を送付し、貴代理人弁護士らから回答書を受領したが、それらの回答は、「回答は差し控える。」が過半数を占めている。そのことから、近隣住民の間で、貴代理人弁護士らと建築主 FJ ネクストの責任者が、回答書作成に当たり、事前の調整を行わずして「回答を差し控える。」との言葉を安易に繰り返しているとの疑念が生じている。

そこで質問するが、貴代理人弁護士らは、近隣住民からの質問書の回答に当たり、質問書に記載した事実関係を FJ ネクストの責任者に確認し、かつ、回答書送付前に、FJ ネクストの責任者らと回答内容の擦り合わせを行った上で、回答しているか否か回答されたい。

なお、冒頭に記載した令和7年8月4日付け「今後の書簡送付先、変更の可能性について(ご警告)」の書簡を、月曜日(8/4)にホームページ上にアップしたところ、月曜日及び火曜日のホームページ閲覧者数が、激増したことを報告して置く。円グラフ活用による目で見てわかる分析が、言い換えれば、貴代理人弁護士らの回答区分(内容)が、世間で注目を集めていることを意識し、今後の回答に当たっては、はぐらかすことなく、質問に真摯に向き合い回答されたい。

以上

注)本書簡は、個人情報保護をうえて、青空を渡さない会のホームページに掲載する。同様に、貴殿らの回答書も掲載することを念のため申し添える。